

2. スポーツ現場における医療行為について

藤谷博人*1, 大槻穰治*1, 真鍋知宏*1
山澤文裕*1, 武者春樹*2

●背景

現在わが国では、多くのスポーツ現場において、医師（医療関係者）による選手への医療行為が行われている。しかしながらその厳密な法的解釈については不明な点も多く、医療施設における通常の医療行為とはどう違うのか、特に訴訟の際にはその対応はどうなるのか、等は必ずしも明らかではない。また現場で活動する多くの医師が、法的問題に関する十分な専門知識があるわけではない。またさらに、医師個人レベルではなく、国内競技団体による組織的な医療行為に対する管理体制についても、その全体像についてはほとんど知られていないのが現状である。

今回、わが国のスポーツ現場における医療行為についてその現状を把握するため、日本臨床スポーツ医学会学術委員会内科部会・CPA 調査対策小委員会より、国内競技団体に対してアンケート調査を行いその内容を検討したので報告する。

●対象・方法

対象は、公益財団法人日本体育協会に加盟している中央競技団体58団体¹⁾、および2020年東京オリンピックの追加競技団体4団体の合計62団体である。これら62団体に対して、「競技団体の競技会における医師（医療従事者）の医療行為について」との質問紙（13項目）を郵送し、回収した結果を検討した。

*1 日本臨床スポーツ医学会学術委員会内科部会・CPA 調査対策小委員会

*2 日本臨床スポーツ医学会学術委員会内科部会

●結果

62団体中、35団体（56.5%）から回答を得た。13項目の質問内容とその結果を以下に示す。

質問1：医師および医療関係者との契約を正式に書面にて締結していますか？

回答を得た35団体中4団体のみ（11.4%）が、正式に書面にて締結していた（図1）。

質問2：締結している場合、その人数は？（上記4団体へ）

1～7人、6人、1人、無回答、がそれぞれ各1団体ずつであった。

質問3：締結している場合、その期間は？（上記4団体へ）

競技会ごとが3団体、シーズンごとが1団体であった。

質問4：締結している場合、その競技レベルは？（上記4団体へ、複数回答あり）

日本選手権：3団体、地区選手権：2団体、都道府県選手権：1団体、その他：2団体であった。

質問5：競技会（医務室もしくは競技場）で医療行為をどこまで行いますか？

応急処置のみは28団体（80.0%）で最も多く、また現場で可能な処置全てが6団体（17.1%）、無回答は1団体（2.9%）であった。

質問6：医療行為をしている場合、診療所登録を行っていますか？

登録を行っているのは1団体のみ（2.9%）で、行っていないのは28団体（80.0%）、無回答は6団体であった（図2）。

質問7：医師および医療関係者が行う医療行為に対する責任の所在が明らかになっていますか？

「はい」との回答は8団体（22.9%）で、「いいえ」

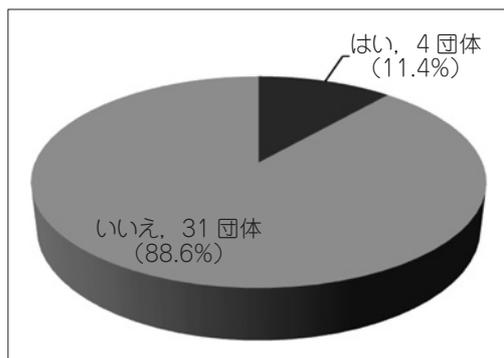


図1 質問1：「医師および医療関係者との契約は正式に書面にて締結していますか？」

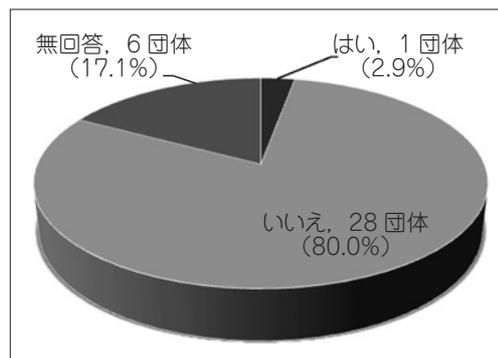


図2 質問6：「医療行為を行う場合、診療所登録を行っていますか？」

が21団体(60.0%)、無回答が6団体(17.1%)であった。

質問8：今まで医師および医療関係者の行った医療行為が問題となったことがありますか？

「いいえ」が32団体(91.4%)で、無回答が3団体(8.6%)であった。

質問9：医師および医療関係者が行った医療行為に対する賠償責任保険には競技団体として加入していますか？

「はい」が6団体(17.1%)、「いいえ」が26団体(74.3%)、無回答が3団体(8.6%)であった。

質問10：医薬品・医療器具の準備はどなたが行っていますか？(複数回答あり)

医師が12団体、競技団体が15団体、JISSが5団体、その他が6団体であった。

質問11：その負担はだれが負担してくれますか？(複数回答あり)

医師が5団体、競技団体が25団体、その他が4団体であった。

質問12：競技者に感染症の検査を行っていますか？また検査をしている場合、その競技レベルは？(複数回答あり)

「はい」との回答は4団体(11.4%)で、「いいえ」が28団体(80.0%)、無回答が3団体(8.6%)であった。

また(4団体における)競技レベルは、プロレベルが1団体、日本代表レベルが4団体、日本選手権・国体レベルが1団体、その他が1団体であった。

質問13：行っている場合、何の検査をしていますか？(複数回答あり)

HBVが2団体、HCVは1団体、その他は2団体であった。その他の項目には、真菌症、A型肝炎、麻疹が含まれていた。

●考察

本調査結果において、医療行為についての契約を書面締結している団体は11.4%、診療所登録をしているのはわずか2.9%、責任の所在が明らかになっているのは22.9%、そして賠償責任保険に競技団体として加入しているのは17.1%のみであった。

これらの結果からわが国の現状を考えると、医師(医療関係者)の医療行為に対する競技団体の法的整備は明らかに不十分であり、スポーツ現場で必要となる医療行為を医療関係者が安心して行えるよう、競技団体による組織的な法的整備が急務であることが明らかとなった。

今後、スポーツ現場での医療行為に対しては、法律の専門家の介入が必要となるであろう。また、国内における現在の医師賠償保険の補償内容を十分に把握し、将来的にはどの競技団体も入ることのできる、わが国のスポーツ現場の医療事情に適した新しい保険システムの構築が待望される。

文 献

- 1) 公益財団法人日本体育協会、加盟団体一覧(2014)、<http://www.japan-sports.or.jp/member/tabid/565/Default.aspx>